

ID: 127

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	助成の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町特殊障害者器具装着費用助成に関する条例 第5条		
例 規 番 号	昭和58年 条例第19号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(助成)</p> <p>第五条 町長は対象者に係る自己負担額の二分の一の額を助成するものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第三条 この条例により装具代の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、聖籠町内に住所を有する者で、手術により装着者となつた者とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日